

令和7年(2025年)7月10日

保護者各位

北海道恵庭南高等学校長 俵 英 生

高等学校等就学支援金及び高校生等臨時支援金受給資格認定申請のお知らせ

日頃より、本校の教育活動にご協力をいただき、誠に感謝申し上げます。

さて、令和7年4月より、高等学校就学支援金の支給において、全世帯を対象にして所得制限が事実上撤廃されることにより、新たに「高校生等臨時支援金」制度が設けられました。それにより、就学支援金において所得制限による不認定となっても、所得に関係なく年額分の授業料(118,800円、月額9,900円)を納付する必要がなくなります。

臨時支援金を受給するには、まず就学支援金の申請が必要となりますので、つきましては、次のとおり期日までに、申請をお願いいたします。

記

1 申請期日

令和7年(2025年)7月24日(木)

※7月19日～21日0時まで、システムメンテナンスにより、個人番号カードを利用した自己情報の取得操作は実施不可となりますのでご注意ください。

2 申請方法

高等学校等就学支援金オンラインシステム(e-Shien)により申請してください。→



システム内にて、就学支援金の申請に続いて、臨時支援金の申請をすることが

できますので、必ず申請してください。後日郵送にて、ログインID通知書をご送付いたします。

3 留意事項

- (1) 本校HP「事務室から」に載せている「高等学校等就学支援金オンライン申請システム e-Shien 申請者向け利用マニュアル②新規申請編、臨時支援金申請編」を参照してください。
- (2) 保護者(親権者等)様の、**令和7年1月1日**現在の課税地の市町村を入力する箇所があります。保護者(親権者等)様が単身赴任されている場合はご注意ください。
- (3) 申請にあたり、個人番号を提供しない場合には、市町村役場で発行される令和7年度所得・課税証明書(高等学校等就学支援金用)でも提出が可能ですので、本校にご連絡ください。
- (4) その他、不明な点及び期日までに申請ができない場合は、本校事務室までご連絡ください。なお、恐れ入りますが、平日9時から16時の間にご連絡をいただけますよう、お願い申し上げます。

北海道恵庭南高等学校 事務室 担当 楨納(まきのう)

連絡先 (TEL) 0123-32-2391